

豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルについて

平成25年から全国的に流行している本病の防疫対策について、農林水産省がマニュアルを公表しました。その中で、農場での対応に関わる部分について概要をお知らせします。

1 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

- 飼養衛生管理基準を基本としたウイルスの侵入防止対策を実施する。
 - 農場や畜舎出入口での消毒、衣服の更衣、長靴の履き替え、入場者の記録の徹底
 - 導入豚の隔離（14～28日間）
 - 農場訪問者対策、野生動物対策
- 毎日の家畜の観察を徹底し、早期発見・早期通報に努める。
- ワクチンを適切に使用し、万一の発生時の被害低減に努める。

<実施例>



- ① 農場敷地（衛生管理区域）の出入口に看板を掲げ、入場を制限。



- ② 管理舎への入口に立入者専用の消毒用噴霧器を常設。噴霧器横のケース内に専用の消毒薬を保管。

2 本病を疑う家畜を発見した場合

- 本病の症状は次のとおり。
水様性下痢、嘔吐、死亡（哺乳豚）、食欲不振
- 次のいずれかに該当する場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。

- ① **複数腹の哺乳豚で半数以上が発症**
- ② **哺乳豚で発症後、他の哺乳豚へ半日以内に同じ症状が拡大**
- ③ **同じ豚房内で複数頭が発症（繁殖豚、離乳・肥育豚等）**

3 発生した場合の対応

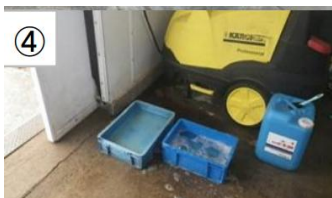
- 農場内感染拡大防止
 - 作業者の消毒、長靴の履き替え
 - 分娩舎・発生豚舎の衛生上の区分管理
 - 共有スペース利用前の消毒
- 農場間感染拡大防止
 - 出荷時の臨床症状の観察
 - 糞便の処理（適切な堆肥処理等）
 - 畜産関係施設における交差汚染防止対策

- 精液の取扱い（種雄豚の症状の確認、衛生的な取扱い等）

＜実施例＞



- ③ 繁殖豚舎の出入口に豚舎専用の長靴を備え、入室の際に履き替え。また、豚舎内で使用した長靴は消毒し、靴掛けで乾燥・保管。



- ④ さらに繁殖豚舎の内部にも消毒槽を設けて、立入者の靴の消毒を徹底。

- 関係者への**情報提供**（出荷先等の疫学関連施設、農場に出入りする業者等）
 - 情報提供先のリストは事前に準備する。
- と畜場へのお荷は、向こう1ヶ月間の**出荷計画書**を家畜保健衛生所へ提出するとともに、出荷予定豚の健康状態を家畜防疫員が確認したうえで出荷する。その後は、家畜の所有者が健康観察を行い、出荷の適否について判断を行うことができる。なお、出荷計画書の提出は非発生農場として扱われるまでとする。

4 発生農場が非発生農場へ復帰する条件

- 農場全体で症状がみられなくなったことを家畜防疫員が確認した時点から8週間（56日間）経過した農場。
- やむを得ない理由で非発生農場への復帰を希望する場合、農場全体で症状がみられなくなったことを家畜防疫員が確認した時点から4週間経過後、家畜保健衛生所が行う遺伝子検査で陰性を確認した農場。
 - この遺伝子検査については検査手数料を徴収し、証明書を発行する。
 - と畜場等の畜産関係施設の方針がある場合はそれに従うこと。

5 特別防疫対策地域の指定

- 本病の侵入・拡大リスクが高まった際に、必要に応じ、特別防疫対策地域に指定し、防疫措置を講じる。
 - 地域を指定した場合、当該地域内の飼養者は毎日の異常の有無、1週間の哺乳豚死亡頭数及び防疫措置の実施状況を週1回（毎週月曜日）家畜保健衛生所へ電話またはFAXで報告する。

6 馴致について

- 馴致は人為的にウイルス量を増やし、PED以外の疾病をまん延させるリスクがある。また、消費者への風評被害を防止するためにも、推奨しない。やむを得ず実施する場合は管理獣医師と十分協議のうえ、家畜保健衛生所へ馴致届を提出し、馴致に関する条件に従うこと。